

の開祖隠元及び二世木庵に就きて修業し、後實性院三代海翁巡浦に従ひ、元祿三年これに次いでこの寺を置した。五年藩主前田利明の卒した時その導師となり、七年退院して耳聞山の可睡庵に住し、後に野水庵と改めた。その俳號を野睡と稱するも亦是に因る。晩年長門大寧寺の法泉庵に移り、寛保二年五月廿三日示寂した。齡九十二。その著に洞上佛祖影讚、良悟錄がある。

ムネウマヤクギン 棟馬役銀 鹿島半郡が長氏の所領であつた時、百姓その他に對し課した戸別税及び牛馬税をいふ。寛永七年の帳に、『一、棟高二百二十八間(軒)、但一間に三外づつ、此役銀六百八十四外、百姓棟。一、牛馬二百九疋、但一疋に二外づつ、此役銀四百十八外、百姓牛馬。』など、見える。

ムネシゲ 宗重 加賀の刀工。加州藤島宗重と切る。永正頃。
ムネスエ 宗末 珠洲郡若山庄に屬する部落。能登名跡志に、『宗末村といふに藥水あり。湯に涌かし用ふれば、諸病を治する也。則ち行基の作の藥師如來あり。』とあり、又村名由来書には、『此村昔年間右衛門と申百姓の家名宗末と申に付、則村名に唱申由申傳候。』と見える。

ムネハル 宗春 加賀の刀工。加州宗春と切る。永正頃。
ムネヒロ 宗廣 鳳至郡國光の内の小字。

ムネヨシ 宗吉 加賀の刀工。加州中田住宗吉作之明應四年と切つたものがある。

ムラアキハル 村明春 通稱與右衛門。隼人一慶の六子。祿四百石を受け、萬治二年開

番となり、寛文四年歿。曾孫佐一郎の時、延享三年幼少で祿三の一申早世して家斷絶した。

ムライシ むら石 石川郡熊走の山地から出る石材。安山岩質凝灰岩で、帯紅色石基に、帶青色又は帯緑色粒狀の綠泥石様物質を混じ、質脆弱である。

ムラオヤヂ 名百姓 藩政の時、諸百姓にあらざるもの、即ち自己所有の土地に自作する百姓をムラオヤヂといふた。それに名百姓の文字を用ひるのは、名田を有する者の意でもあらうか。

ムラカガミチヨウ 村鑑帳 藩政の時、各村にて調査し、御算用場に提出した帳面。その村の草高・定免・戸數・人口・牛馬・諸上納・村方入用・産物等を記して、村勢を明らかならしめたものである。

ムラカツユキ 村一之 通稱四郎五郎。實は菊池武康の末子で、村源右衛門一昌に養はれたもの。祿七百石で、表小將を勤めてゐたが、享保四年四月二日江戸邸に於いて泊番の時自殺して家斷絶した。享年二十。

ムラカツヨシ 村一慶 通稱隼人。元和二年初めて前田利常に仕へて四千石を領し、足輕頭に任じ、寛永四年歿。子孫相繼いで藩に仕へる。

ムラカミイテロエモン 村上右衛門 初め松平忠長に屬し、後前田光高に仕へて千石を領し、足輕頭に任ぜられた。その嫡統は四代木工左衛門彰信享保十二年自殺して斷絶した。

ムラカミコシチロウ 村上小七郎 幕府の土村上三右衛門の庶子。延寶二年大組頭とな

つて千石を領し、七年御免、貞享四年歿。子孫藩に世襲する。

ムラカミサエモン 村上左衛門 初めて前田利家に仕へて二百俵を領した。子治兵衛の時氏を山下と改め、後裔村上に復し相繼ぐ。

ムラカミノリタダ 村上教忠 通稱助右衛門。初諱元重。寛永十年前田利常に仕へ、五百石を領し、大小將・御使番より次第に昇進して、持簡頭・能州盜賊改奉行に至り、元祿十二年致仕して閑休と號し、寶永三年三月五日歿。子孫相繼いで藩に仕へる。

ムラカミヨシアキ 村上義明 ↓ムラカミヨリカツ 村上頼勝。通稱次郎右衛門。天正八年柴田勝家の諸將が加賀を征服した後、織田信長は頼勝を小松城に封じた。

十一年羽柴秀吉は勝家に近江柳瀬に勝つた後、江沼・能美二郡を新たに越前北庄の城主となつた丹羽長秀に屬せしめ、頼勝を依然小松に置いてその興力たらしめた。十三年四月長秀歿し、子長重は越前及び加賀の江沼・能美二郡を除かれ、若狭遠敷郡八萬石に封ぜられたが、頼勝は尙舊領に在り、閏八月佐和山の堀秀政が丹羽氏の前領を得て北庄に移るに及んで、その興力となつた。次いで秀政は小田原役に病歿し、子秀治嗣ぎ、慶長二年越後春日山城に移さるゝや、頼勝は同國本庄九萬石に封ぜられた。頼勝の小松に在ること前後十八年に亘つたが、今全くその政績を探ることを得ぬ。唯畿かに天正十三年小松本蓮寺に興へた寄進狀に次郎右衛門頼勝と署し、十九年能美郡長田村に興へた極地帳と、某年湊浦に興へて米穀の輸入を禁じた命令とには、共に

名を周防守頼勝と署するを見るのみである。元和二年松平忠輝が配流せられた時、頼勝も亦所領を沒收せられた。藩翰譜に之を義明に作るものは、蓋し後の諱であらう。

ムラキモイリ 村肝煎 (一) 村肝煎の性質―藩政の時一部藩の長で、部落内の人事・農作等百般の事項を統へ、大事は之を十村に謀り、小事は獨斷専行した。その員數は一村一人を普通とするが、二三人であつたこともある。天正十一年十二月鹿島郡黒崎村の助等に地下を肝煎らしめると見えるのが初であらう。又寛永八年に至つては十村頭・村肝煎・長百姓と明らかに見える。村肝煎には持高二石以上で、人物善良な者が選ばれ、肝煎扶持米はその村の餘荷から受ける。肝煎扶持米を一時給米ともいうたが、安永四年から復舊した。

村肝煎の選任は、頭振以外全村民の意見によつて申請し、改作奉行の認可を得たが、寛文八年から同苗の同意によつて申請することになつた。

(二) 見付肝煎―村肝煎の選任に當り、同苗が同意しなければ、その組の十村が定めて申請した。見付肝煎といふのが是である。

(三) 寄肝煎―小村にして適任者のない時、隣の村の肝煎に兼務せしめる。之を寄肝煎といふた。

(四) 兼帶肝煎―寄肝煎の兼務にして一時に止るものをいふ。

(五) 引越肝煎―村方を改善する爲、他村の者を移住せしめて肝煎の職務を執らしめるのを引越肝煎といふ。

(六) 肝煎當分加人―肝煎の後任決定まで臨時に之を命じ、又は一村改善の爲に他村の組合